

岩手県告示第 296 号

都南の園使用料等条例第 2 条の規定による使用料及び手数料の額(平成 18 年岩手県告示第 512 号)は、平成 19 年 3 月 31 日限り、  
廃止する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也